

# 令和4年第1回定例会（6月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和4年6月2日

産業労働部

## 【予算・議案（条例）関連】

雇用労働政策課	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例案及び指定管理料にかかる債務負担行為の設定について……………	1
---------	--	---



# 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例案 及び指定管理料に係る債務負担行為限度額の設定について

雇用労働政策課

## 1 条例の一部改正について

### (1) 改正理由

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、使用料の徴収に関する事項について定める。

### (2) 主な改正内容

センターの体育館及び多目的グラウンドを使用する者のうち身体障害者その他規則で定めるもの以外の者から使用料を徴収することとし、その使用料の額を次のとおり定める。

○体育館及び多目的グラウンドを貸切使用により使用する場合

区分	使用料の額（1時間につき）
体育館（全面） 一般	800円
体育館（半面） 一般	400円
体育館（全面） 児童生徒	400円
体育館（半面） 児童生徒	200円
多目的グラウンド 一般	410円
多目的グラウンド 児童生徒	210円

○体育館の照明設備及び暖房設備を使用する場合

区分	使用料の額（1時間につき）
照明設備	300円
暖房設備	400円

## 2 指定管理料に係る債務負担行為限度額の設定について

### (1) 目的

令和4年度末で指定管理期間が終了するセンターについて、令和5年度から令和7年度までの指定管理者の選定を行うため、管理運営費について債務負担行為の限度額を設定する。

### (2) 概要

#### ①債務負担行為限度額

33,705千円（委託料） ※単年度 11,235千円

#### ②指定管理期間

令和5年度から令和7年度まで（3年間）

③ 指定管理者に行わせる業務

施設及び設備の使用許可、維持管理等に関する業務、勤労身体障害者のスポーツの普及・振興に関する業務 等

④ 指定管理者の指定に係るスケジュール（予定）

令和4年 6月 6月議会において条例の一部改正及び債務負担行為の設定  
 7月 指定管理候補者の公募  
 10月 指定管理候補者の選定委員会の開催  
 12月 12月議会において指定管理者の指定  
 令和5年 2月 2月議会に予算案を計上  
 3月 基本協定締結  
 4月 指定管理の実施

〈参考〉施設の概要

- 施設名称：秋田県勤労身体障害者スポーツセンター
- 所在地：秋田市新屋下川原町2-4
- 施設内容：体育館、事務室、屋外運動場 等
- 現指定管理者：一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
- 利用状況

(単位：人)

	勤労身体障害者等	その他(健常者)	計
R元年度	9,408	6,053	15,461
R2年度	6,899	5,740	12,639
R3年度	5,475	8,793	14,268

